

平成 22 年 3 月 29 日

平成 22 年度の太陽光発電買取制度に係る 余剰電力の買取価格の決定について

平成 21 年 11 月から開始された「太陽光発電の新たな買取制度」について、平成 22 年度に適用される余剰電力の買取価格が決定しました。

平成 22 年 4 月から適用される買取価格は平成 21 年度と同じ価格で、具体的には住宅用（10 kW 未満）は 48 円/kWh、非住宅用は 24 円/kWh（ダブル発電の場合、住宅用：39 円/kWh、非住宅用 20 円/kWh）です。

1. 太陽光発電の新たな買取制度

平成 21 年 11 月から太陽光発電の新たな買取制度が開始され、太陽光発電で発電された電気のうち、自家消費せずに余った電気をこれまでの 2 倍程度の価格で電力会社が買い取ることになりました。平成 21 年度に電力会社へ契約申込みを行った場合の買取価格は、住宅用（10 kW 未満）は 48 円/kWh、非住宅用は 24 円/kWh（ダブル発電の場合、住宅用：39 円/kWh、非住宅用：20 円/kWh）となっています。

2. 平成 22 年度における買取価格

平成 22 年度に契約申込みがなされた場合の買取価格は、1 月に開催された総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会・電気事業分科会買取制度小委員会（委員長：山地憲治東京大学大学院工学系研究科教授）における審議と、その後実施したパブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえ、大臣告示（太陽光発電による電気の調達に関する電気事業者の判断の基準）の改正を行った結果、住宅用（10 kW 未満）は 48 円/kWh、非住宅用は 24 円/kWh（ダブル発電の場合、住宅用：39 円/kWh、非住宅用：20 円/kWh）となります。

3. その他

平成 23 年度における買取価格は、平成 23 年 1 月頃の開催が見込まれる買取制度小委員会における審議を経て決定されます。

（本発表資料のお問い合わせ先）

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部太陽光発電買取制度室長

渡邊 昇治

担当者：黒部、伊藤

電話：03 - 3501 - 1511（内線 4455～8）

<http://www.enecho.meti.go.jp/kaitori/>